

## 平成26年度 第2回公募

### 道路高架下の占用許可申請者募集要項

#### 【1 募集の趣旨】

大阪府都市整備部が所管する道路高架下において、有効活用を図り、占用者から納付していただいた占用料を道路等の維持管理費に充当することで、府民の安全安心と将来負担の軽減を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的としています。

応募される方は、この募集要項及び物件明細をよくお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

#### 【2 募集物件一覧】

物件番号	所在地 (路線名)	占用許可 対象面積 (㎡)	最低占用料 (年額) (円)	現場説明会 日時
1	和泉市葛の葉町三丁目 458 番 2 外 5 筆 (主要地方道泉大津美原線高架下)	1,073	695,310	8月8日(金) 11時00分開始
2	池田市豊島南一丁目 306 番 2 外 3 筆 (主要地方道大阪中央環状線 池田 IC 2 号橋下)	610	721,020	8月5日(火) 11時00分開始
3	池田市豊島南二丁目 176 番 5 (主要地方道大阪中央環状線 下河原橋下)	698	702,890	8月7日(木) 14時00分開始
4	豊中市蛍池東町四丁目 35 番 1 外 4 筆 (主要地方道大阪国際空港線高架下)	480	651,360	8月4日(月) 14時30分開始
5	泉大津市綾井 66 番 1 外 5 筆 (主要地方道泉大津美原線高架下)	2,985	2,011,890	8月8日(金) 15時30分開始
6	高石市綾園七丁目 80 番 3 外 2 筆 (主要地方道泉大津美原線 綾園高架橋下)	300	233,700	8月8日(金) 14時30分開始
7	藤井寺市野中一丁目 240 番 3 外 (一般国道 170 号野中跨道橋下)	722	594,210	8月5日(火) 15時30分開始

○道路法第 32 条の規定により、占用許可を実施。

○現場説明会は、30 分程度を予定しております。

○なお、募集物件の所在市町村において、現場説明会開始 2 時間前時点で大雨・暴風警報が発令されている場合は、現場説明会を中止とさせていただきます。予めご了承ください。  
気象状況は、こちらから確認できます。⇒ [おおさか防災ネット](#)

○現場説明会での説明内容も募集要項の一部となります。

○なお、現場説明会が雨天等の理由により中止となった場合は、説明する予定であった情報をホームページ上で公表します。

### 【3 応募資格要件】

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 11 条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥破産者で復権を得ていない者

⑦会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。)をしている者又は更正手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。)があった場合は、除く。

⑧民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

⑨営業の実態が確認できない等の、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後、3 年を経過しない者を含む。)であること。

①大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

④地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者

⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

- (4) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第24条第2項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警察本部長に提供しますので、予めご承知置きください。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税（大阪府に事業所が無い場合など、府税の納入義務がない者は、本店所在の都道府県税）に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

#### 【4 占用許可物件の募集条件】

##### (1) 用途の指定

①平面駐車場等平面利用を想定しております。

②次のアからキに該当する使用はできません。

ア. 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること

イ. 政治的又は宗教的用途に使用すること

ウ. 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用すること

エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものは、原則として営業時間を問わず使用できません。)同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(例：成人向けDVDショップ等)の用途に使用すること

オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること

カ. その他、住宅の用に供する等大阪府が適さないと判断した用途に使用すること

キ. 第三者をしてアからカの用途に使用させること

##### (2) 占用許可の期間

①占用許可期間は、以下のとおりです。

物件番号1～7：平成27年4月1日から平成32年3月31日までとします。

②占用許可期間満了後の当該地の利用については、大阪府が可能と認める場合に限り、改めて公募するものとします。なお、改めて公募する場合は、既使用者も公募に参加することができます。

##### (3) 占用料

①占用料の額

ア. 大阪府が占用許可申請者として決定した者が提示した応募価格をもって年額占用料とします。

イ. 応募価格は年額とし、十円単位で記載してください。

## ② 占用料の支払い

占用料の支払いは、大阪府が発行する納入通知書により指定する期日までに納めるものとします。

## ③ 占用料の還付

既納の占用料は、還付しません。ただし、大阪府が道路法第 71 条第 2 項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既納の占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の取り消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は還付します。

## ④ 占用料の減免

占用許可期間中、占用料は減額・免除しません。事業収支の悪化等があった場合も同様です。

## (4) 占用面積

占用期間中、占用面積を変更することはできません。

なお、出入を行うための通路の確保等やむを得ず占用面積を増やす必要があるときは、高架下の占用とは別に、占用許可を受けるようにしてください。

占用許可を別途受けられた場合、占用料については「大阪府道路占用料徴収条例」で定める額を徴収します。

## (5) 占用許可物件の権利設定及び譲渡の禁止

① 当該物件を転貸することや権利を譲渡することはできません。

② 事業目的が第三者に対する賃貸借（賃貸駐車場等）の場合は、転貸とみなしません。

## (6) 法令の遵守

① 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の関係法令及び要綱等を遵守すること。なお、関係法令の調整等は占用者にて行って下さい。

② 道路占用許可基準を遵守して下さい。（別添参照）

③ 車両出入口の工事等で、道路使用許可が必要となる場合は、あらかじめ所轄警察署と協議して下さい。

## (7) 占用者の協力

① 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者で負担して下さい。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担して下さい。

② 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げることはできません。

③ 必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行って下さい。

④ 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置を目的として占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じて下さい。

## 【5 占用料の改定】

占用料は、大阪府道路占用料徴収条例の改定にともない、大阪府が算出した占用料（最

低占用料) が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

## 【6 実地調査及び報告】

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し又は報告を求めた場合は、占有者は協力しなければなりません。

## 【7 原状回復措置】

占有許可期間の満了、又は占有許可の取消し等の場合は、期間満了日まで、又は大阪府が指定する期間内に、占有者の責任において、原状回復処置を実施していただきます。

## 【8 応募申込手続き】

### (1) 申込み方法

① 郵送で申込む場合 (必ず簡易書留でお願いします。)

申込受付期間 平成 26 年 8 月 18 日 (月) から平成 26 年 8 月 22 日 (金) まで

【8 月 22 日必着のこと】

送り先 〒540-8570 (住所書き不要)

大阪府都市整備部用地室財産管理グループ 宛

※封筒の表紙に、「応募申込書在中」と朱書きしてください。

② 持参する場合

申込受付期間 平成 26 年 8 月 18 日 (月) から平成 26 年 8 月 22 日 (金) まで

【午前 10 時から午後 5 時まで】

提出先 大阪府都市整備部用地室財産管理グループ

(大阪府庁 別館 7 階)

(2) 応募に必要な書類(各 1 通) ※提出された書類は、返還いたしません。

法人	個人
① 応募申込書 ※印鑑登録している印鑑で押印してください。	
② 印鑑証明書 (複数の物件に応募する場合は、原本 1 通及びコピー) (3 ヶ月以内に発行されたもの)	
③ 誓約書 (2 種類あります) ※印鑑登録している印鑑で押印して下さい。	
④ 高架下利用計画書 (別紙様式 1 による) ※概要、計画図 (工作物等を含む。)	
⑤ 証明書类等 (複数の物件に応募する場合は、原本 1 通及びコピー)	
ア. 都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書 (「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書 (発行日から 1 ヶ月以内のものに限る))	
イ. 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (証明書の種類は「その 3」(個人事業主は「その 3 の 2」、法人は「その 3 の 3」でも可) (発行日から 1 ヶ月以内のものに限る))	

## 【9 現場説明の実施】

【2 募集物件一覧】のとおり現地において現場説明を実施しますので、参加される方は、開始時間までに現地に集合してください。事前連絡は不要です。

なお、現地には駐車スペースがありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## 【10 占用許可申請者の決定方法及び公表等】

(1) 占用許可申請者は、応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者のうち、各募集物件の最低価格以上かつ最高の価格で応募申込を行った者を決定予定者とします。なお、占用を辞退した決定予定者は、同一物件に再公募があった場合の申込はできません。(利用計画については、この時点で決定したわけではございません。占用許可申請の段階で許可権者の指導等により変更が生じることがあります。また、この決定は、決定予定者が提示した事業計画等が関係法令や要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。)

二者以上同額で最高価格の場合は、平成26年8月26日(火)午後4時に開催を予定しております決定予定者抽選会にて『くじ』で決定します。

くじは原則、同額の最高額を提示した応募者に参加頂きますのでご協力をお願いします。

- (2) 決定予定者が法人の場合は、決定予定者となった旨の通知文書を送付しますので、当該文書に記載された期日までに、法人登記履歴事項全部証明書(1ヵ月以内に発行されたものに限る)と、役員一覧表(別紙様式2による)を、大阪府都市整備部用地室に郵送又は持参により提出して下さい。
- (3) 大阪府では、大阪府暴力団排除条例の施行に伴い、府有財産の処分、貸付け等から暴力団を排除することとしております。したがって、同条例第24条、並びに公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第5条及び第6条の規定に基づき、(2)により決定予定者の個人情報収集のうえ、大阪府警察本部長に提供します。なお、決定予定者が個人の場合は、この公募にかかる入札参加の申込時に提出いただく誓約書に記載の個人情報を、同様に大阪府警察本部長に提供します。また、上記の書類を提出いただけない場合は、決定予定者としての資格を取消します。
- (4) 大阪府警察本部長より、決定予定者(法人の場合は監査役を含む全役員)が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である旨の回答があった場合、決定予定者としての資格を取消します。
- (5) 大阪府警察本部長より、決定予定者(法人の場合は監査役を含む全役員)が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の回答があった場合、決定予定者を正式に占用許可申請者として決定します。
- (6) 選定結果については、決定された者に平成26年10月1日(水)付けで決定通知をするとともに、同日の午後2時に大阪府のホームページで公表する予定です。  
なお、ホームページでの公表はシステムの都合上予定時刻を多少前後する場合があります。
- (7) 選定結果に対して疑問や質問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で【13 問合せ先】までご連絡ください。ご連絡後、可能な範囲で選定結果の説明を行います。

## 【1.1 占用許可手続き】

(1) 占用許可申請者は、次の関係書類を添えて、各所管土木事務所に道路占用許可申請を行ってください。

- ①道路占用許可申請書
- ②位置図
- ③現況平面図
- ④高架下利用計画図
- ⑤工事図面（構造図）
- ⑥現地写真
- ⑦誓約書

（占有者による、占有箇所又はその周辺の清掃及び点検に関すること等）

- ⑧委任状（代理申請の場合のみ）
- ⑨その他（道路管理者が必要とする資料）

※ 申請書の提出部数は正本・副本の2部必要です。

(2) 占用許可申請期限

- ① 占用許可申請は、平成26年10月31日（金）までに行ってください。
- ② 特段の理由なく、占用許可に関する手続きを行わない場合は、占有者の決定を取り消す場合があります。
- ③ 占有者（法人の場合は、法人及び代表者、並びに役員）が、暴力団員又は暴力団密接関係者である等、【3 応募資格要件】に抵触する者であることが判明した場合、又は、暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められる占有であることが判明した場合は、占用許可申請書の提出前にあつては占有者の決定取消しを、占用許可申請書を提出し受付した後にあつては不許可処分を、占用許可後にあつては当該占用許可の取消し処分を、それぞれ行います。

## 【1.2 費用負担】

募集への参加及び占用許可に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

## 【1.3 問合せ先】

大阪府都市整備部用地室財産管理グループ

担当 中谷、釜下、澤埜

TEL 06（6944）9326

メールアドレス [yochi@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:yochi@sbox.pref.osaka.lg.jp)

# 平成 26 年度 第 2 回公募

## 道路高架下の占用許可申請者応募申込書

平成 年 月 日

大阪府知事様

(〒 - )	
住所 (所在地)	
氏名	
法人名	実印
代表者氏名	
(事務担当者)	
所属部署	
氏名	
電話	

平成 26 年度第 2 回道路高架下の占用許可申請者募集に参加したいので、募集要項の各条項を承知のうえで、下記のとおり応募価格を添えて申し込みます。

### 記

#### 1 応募価格等

物件番号	利用計画	応募価格 (年額占用料)								
		億	千万	百万	拾万	万	千	百	十	一
第 号 (物件番号を記入してください。)	別添利用 計画書の とおり									0円

- ※ (1) 応募価格は、大阪府が設定する最低占用料以上の金額を記入してください。
- (2) 金額はアラビア数字で記入してください。
- (3) 初めの数字の頭に¥をいれてください。

#### 2 添付書類 (内容については、募集要項で確認願います。)

- ① 印鑑証明書
- ② 誓約書 (指定様式。2 種類)
- ③ 高架下利用計画書
- ④ 証明書類



# 誓 約 書

私は、大阪府が実施する「平成26年度第2回公募道路高架下の占用許可申請者募集」の応募申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 道路高架下の占用許可申請者募集要項第3に定める応募に必要な資格を有しています。
- 2 道路高架下の占用許可申請者募集要項、物件明細書、その他関係法令をすべて遵守します。
- 3 占用許可に際しては、現状有姿で占用許可を受け、現地におけるアスファルト舗装やネットフェンスなどの道路の施設又は工作物の撤去等現状変更については、大阪府の指示に従います。
- 4 高架下利用に関する隣接者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて自己の責任において行います。
- 5 募集結果に関しては、大阪府のホームページ等にその内容（物件所在地、面積、決定者名、応募価格）が公表されることに同意します。
- 6 高架下利用は、暴力団の利益になり、若しくはそのおそれのあるものではありません。

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所  
(所在地)

氏 名  
(法人名・代表者氏名)

実印

# 誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

## 記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

平成 年 月 日

申込者

住 所  
(所在地)

氏 名

(法人名)  
(代表者名)

実印

生年月日

高架下利用計画書

応募者氏名（法人名）			
物件番号	第 号	所在地	

占 用 目 的 及 び 概 要	
(占用目的)	
(概 要)	

計 画 図	

高架下利用計画書

応募者氏名（法人名）		〇〇 〇〇	
物件番号	第 〇 号	所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇

占 用 目 的 及 び 概 要

（使用目的）

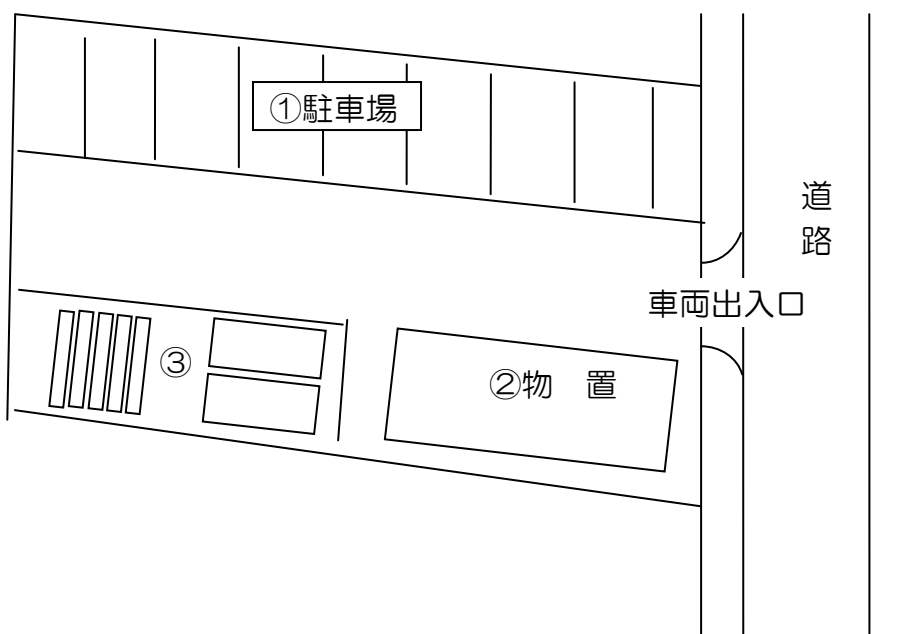
製品や資材の積込地及び置き場

（概 要）

- ①の部分は、駐車場とする。
- ②の部分は、物置を設置する。
- ③の部分は、資材置き場とする。 イメージは下記のとおり。

※出来るだけ詳しく記入してください。

計 画 図



※住宅は建てられません。

役員一覧表

(法人名)

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
<p>役員一覧表は決定予定者のみの提出書類になります。 応募時には必要ありません。</p>			

## 役員一覧表

(法人名) ●●株式会社

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
代表取締役社長	オオサカ タロウ 大阪 太郎	S32. 3. 2	大阪府中央区大手前1-1-1
専務取締役	ナニワ ハナコ 浪速 花子	S34. 9. 6	吹田市江坂町3-4-5-678
常務取締役	ヨウチ カシジロウ 用地貸次郎	S35. 12. 1	大阪府中央区上町A-10-3
監査役	カイケイ シロウ 会計 士郎	S41. 11. 3	岸和田市岸城町1-2-3

※法人登記に登録されている方全員について、上記の要領で記載して下さい。

※用紙が足りない場合は、様式を適宜コピーして下さい。

※この一覧表は、大阪府暴力団排除条例に基づく排除対象者の有無について確認するために利用するものであり、それ以外の用途には一切利用しません。